

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期計画(案)	第1期中期計画	第2期中期目標(案)
<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、第1期中期計画(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に果たし、中期目標に定められた政策医療の推進や実態、医療の質の向上及び経営改善の強化に取り組む、一定の成果を得たところである。</p> <p>平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多岐化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となって、その実現に向け全力で取り組んでいく。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構は、山梨県の基幹病院としての使命を十分に果たした上で、中期目標に定められた政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上及び経営改善の推進を図るため、中期計画を策定し、職員一丸となつて、その実現に向け全力で取り組んでいく。</p>	<p>前文(全改正)</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」とい)は、地方独立行政法人化後も、業務運営の自主性を保持しつつ、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。また、地方独立行政法人化後、県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、ドクターヘリの運送開始をはじめ、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能強化を図っている。</p> <p>また、追加加齢がんセンター及びがん検診センターの整備並びに東日本大震災の被災地に速やかに災害医療チーム(DMAT)を派遣するなど、都道府県がん診療連携拠点病院、救命救急センター、救急医療センター、救急医療センター、救命救急センターなど、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の増進及び増進に貢献している。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、精神科救急入院科、児童思春期病棟等の増設整備を行った。</p> <p>また、心臓血管等医療センターの指定入院医療機関、指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、ディケアや通院支援など、診療報酬の強化を図りながら、患者の治療、通院促進、退院後のリハビリテーションなどについて、総合的に一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営改善の両面から、県民の医療に貢献してきている。また、県立病院機構が建設するべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県内に展開される医療を提供するとともに、政策医療を確実に実施し、県民における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の増進及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p>
<p>第1 中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>
<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>(1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高機能化、専門化を図る。</p> <p>ア 救命救急医療 山梨県の三次救命救急医療を担う救命救急センターを、多岐外傷をはじめ、救命救急医療センターと連携を図る中で、救命救急医療の充実を図る。また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩救急医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。</p>	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>(1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高機能化、専門化を図る。</p> <p>ア 救命救急医療 山梨県の三次救命救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図る中で、多岐外傷をはじめ、救命救急医療センターと連携を図る中で、救命救急医療の充実を図る。また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩救急医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。</p>	<p>1 医療の提供 県立病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難な医療を提供し、県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこととする。</p> <p>また、がん、腎臓、エイズ、認知症といった県の拠点病院に指定されている診療に積極的に取り組む。また、救命救急医療の充実を図る。また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>さらに、心臓血管等医療センターを、救命救急センターとして、救命救急医療を提供する。また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>また、ドクターヘリ及びドクターヘリの運用により、早期の救命救急医療を提供する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期計画(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>② 質の高い医療の提供 風立病院地域の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である効率的・効果的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>① 医療従事者の育成・確保 高度で専門的な医療を提供するため、人的質が確保、診療能力が高い医職の育成・確保に努める。 ⑦ 対1看護体制の導入 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施するため、県立中央病院において、入院患者7人に看護師1人を配置する7対1の看護体制を導入するとともに、適切な人事管理などを行い、県立病院への医療体制の充実を図る。</p> <p>③ 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを導入する。 ④ 診断結果の標準化と適切な医療の提供 専門の職員を採用し、診断結果を最大限活用する。</p> <p>⑤ 高度医療機器の計画的な更新・整備 各機高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p>	<p>② 質の高い医療の提供 風立病院地域の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である効率的・効果的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>① 医療従事者の育成・確保 高度で専門的な医療を提供するため、人的質が確保、診療能力が高い医職の育成・確保に努める。 ⑦ 対1看護体制の導入 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施するため、県立中央病院において、入院患者7人に看護師1人を配置する7対1の看護体制を導入するとともに、適切な人事管理などを行い、県立病院への医療体制の充実を図る。</p> <p>② 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを導入する。 ④ 診断結果の標準化と適切な医療の提供 専門の職員を採用し、診断結果を最大限活用する。</p> <p>⑤ 高度医療機器の計画的な更新・整備 各機高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p>	<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p>
<p>④ 高度医療機器の計画的な更新・整備 各機高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤ 病院施設の計画的な修繕 老朽化に伴う病院施設の修繕を計画的に行うとともに、適切な維持管理を行う。</p>	<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p>	<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p>
<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>① 医療安全対策の推進 ア リスクマネジメントの活用 専任のリスクマネージャを配置した医療安全管理室の機能を活かし、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ウ 医療事故が生じた際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>② 医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に際し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④ 医薬品の安心、安全な提供 医薬品等に関する情報の提供 医薬品の処方、効果の安全性の確保に努めるとともに、医薬品情報収集システムを活用し、処方上の医薬品情報と患者の安全性の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤ 患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に変更し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制の効率的運用など各患者サービスの向上に努める。</p>	<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>① 医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>② 患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に際し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>③ 医薬品の安心、安全な提供 医薬品等に関する情報の提供 医薬品の処方、効果の安全性の確保に努めるとともに、医薬品情報収集システムを活用し、処方上の医薬品情報と患者の安全性の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>④ 患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に変更し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制の効率的運用など各患者サービスの向上に努める。</p>	<p>③ 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院立派な医療提供を確保し、県内の医療水準の向上、県民の健康の増進及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法等・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p>	<p>⑤診療情報の適切な管理 電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。</p> <p>⑥診療支援システムの構築 県立北湖院において、適切に効率的な医療を提供するため、電子カルテの導入や既存システムの機能向上など、支援診療支援システムを構築する。</p> <p>⑦医療安全に関する情報の収集・分析 ア リスクマネジメントの活用 専任のリスクマネジメントを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全改善を徹底する。 イ チーム医療を推進する中で、より適切な医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療連携情報の共有化を図る。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を積極的に情報発信する。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治療に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等に連携して積極的に推進する。</p>	<p>⑥診療情報の適切な管理 電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を県内外に積極的に情報発信する。また、調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法等・指針等の遵守に努める。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治療に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等に連携して積極的に推進する。</p>
<p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と、育成及び定着を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実を図ること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上に努めること。 ある病院となるよう研修の充実を図ること。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組みむとともに、他の医療機関との交流を進める。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い、職員の質の向上を図る。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療従事者を対象とした、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などを養成機関から積極的に受け入れ、人材育成の支援を図る。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組みむとともに、他の医療機関との交流を進める。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い、職員の質の向上を図る。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療従事者を対象とした、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を養成機関から積極的に受け入れ、人材育成の支援を図る。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>
<p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>
<p>2 県内の医療水準の向上 他の医療機関等に対し、県立病院立派な医療提供を確保し、県内の医療水準の向上を図ること。 また、医療従事者養成機関等の養成の受け入れ等、本県医療の充実を図ること。</p>	<p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療従事者を対象とした、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などを養成機関から積極的に受け入れ、人材育成の支援を図る。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>	<p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療従事者を対象とした、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を養成機関から積極的に受け入れ、人材育成の支援を図る。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 地域の医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療従事者との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病棟・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療従事者の医師との共同利用病床を確保するとともに、紹介・転介・逆紹介等の向上や診療支援制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>4 事務部門の専門性の向上 診療報酬体系等の病院経営の向上に必要と認められる事項については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p>	<p>(3) 未収金対策 患者負担に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4) 材料費の適正化 後述医薬品の採用や除け処方の推進等により材料費の抑制を図る。</p> <p>(5) 多様な支払手段の活用 債権回収率の向上を図る。</p> <p>4 事務部門の専門性の向上 事務職員の専門性を高めるため、病院経営に関する知識・経験を有する民間等の人材を活用するとともに、医療事務に精通したプロパー職員の採用など、専門性をより磨き管理部門の職員の専門性を向上させることにより、山梨県立病院の運営が円滑に行われるよう努めること。</p>	<p>(3) 未収金対策 患者負担に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4) 材料費の適正化 後述医薬品の採用や除け処方の推進等によりその費用対効果を十分に検証するなど、材料費の適正化に努める。</p>
<p>5 経営参画意識を高め組織文化の醸成 業務に携わる全ての者が、組織における個々の職務や長年の経営の向上性を共有し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。職員が、定額・定率に定めた目標を達成し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。職員が、定額・定率に定めた目標を達成し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。職員が、定額・定率に定めた目標を達成し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。</p>	<p>5 経営参画意識を高め組織文化の醸成 (1) 経営改善の状況に応じてメリットシステムの導入 医療部門の財務状況を的確に把握するとともに、各部門の自発的な経営努力を促すため、メリットシステムの導入を推進する。</p> <p>(2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p>	<p>5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営改善の状況に応じてメリットシステムの導入 医療部門の財務状況を的確に把握するとともに、各部門の自発的な経営努力を促すため、メリットシステムの導入を推進する。</p> <p>(2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p>
<p>6 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備 業務に携わる職員が、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。職員が、定額・定率に定めた目標を達成し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。職員が、定額・定率に定めた目標を達成し、業務改善の推進に主体的に取り組むこと。</p>	<p>(3) 取り組みの共有化 中期計画等に掲げる取り組みについて、病院全体で共通認識のうえ、その取り組みの共有を図る。</p> <p>(4) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討していく。</p> <p>6 職場環境の整備 (1) 働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の負担及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。</p> <p>(2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を充実する。</p> <p>(3) 公平で柔軟な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>	<p>(3) 取り組みの共有化 中期計画等に掲げる取り組みについて、病院全体で共通認識のうえ、その取り組みの共有を図る。</p> <p>(4) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討していく。</p> <p>6 職場環境の整備 (1) 働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の負担及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。</p> <p>(2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を充実する。</p> <p>(3) 公平で柔軟な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)																																																																																																																				
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支改善率とすることを、中期目標の達成期間における経常利益については、安定的な水準を維持し、経営基盤の安定化に努めること。</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び貸付計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に關する目標を達成するためとるべき措置」を策定に実施することにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び貸付計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に關する目標を達成するためとるべき措置」を策定に実施することにより、経営基盤の安定化を図り、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。</p>																																																																																																																				
<p>1 予算(平成22年度～平成26年度)</p>	<p>1 予算(平成27年度～平成31年度)</p>	<p>1 予算(平成27年度～平成31年度)</p>																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>収入</td><td></td></tr> <tr><td>営業収益</td><td>101,319</td></tr> <tr><td>医業収益</td><td>84,755</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>15,856</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>908</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td>2,531</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>その他営業外収益</td><td>631</td></tr> <tr><td>資本収入</td><td>7,382</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>0</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>6,555</td></tr> <tr><td>その他資本収入</td><td>807</td></tr> <tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>111,212</td></tr> <tr><td>支出</td><td></td></tr> <tr><td>営業費用</td><td>83,202</td></tr> <tr><td>医業費用</td><td>82,139</td></tr> <tr><td>給与費</td><td>42,493</td></tr> <tr><td>材料費</td><td>24,847</td></tr> <tr><td>経費</td><td>14,512</td></tr> <tr><td>研究研修費</td><td>317</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>1,063</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td>2,846</td></tr> <tr><td>資本支出</td><td>18,148</td></tr> <tr><td>建設改良費</td><td>7,577</td></tr> <tr><td>償還金</td><td>10,571</td></tr> <tr><td>その他の支出</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>104,196</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	収入		営業収益	101,319	医業収益	84,755	運営費負担金	15,856	その他営業収益	908	営業外収益	2,531	運営費負担金	1,900	その他営業外収益	631	資本収入	7,382	運営費負担金	0	長期借入金	6,555	その他資本収入	807	その他の収入	0	計	111,212	支出		営業費用	83,202	医業費用	82,139	給与費	42,493	材料費	24,847	経費	14,512	研究研修費	317	一般管理費	1,063	営業外費用	2,846	資本支出	18,148	建設改良費	7,577	償還金	10,571	その他の支出	0	計	104,196	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>収入</td><td></td></tr> <tr><td>営業収益</td><td>112,300</td></tr> <tr><td>医業収益</td><td>93,204</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>17,788</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,308</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td>2,080</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>1,171</td></tr> <tr><td>その他営業外収益</td><td>859</td></tr> <tr><td>資本収入</td><td>7,484</td></tr> <tr><td>運営費負担金</td><td>0</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>7,484</td></tr> <tr><td>その他資本収入</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>121,814</td></tr> <tr><td>支出</td><td></td></tr> <tr><td>営業費用</td><td>98,587</td></tr> <tr><td>医業費用</td><td>97,745</td></tr> <tr><td>給与費</td><td>48,085</td></tr> <tr><td>材料費</td><td>32,409</td></tr> <tr><td>経費</td><td>18,647</td></tr> <tr><td>研究研修費</td><td>594</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>822</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td>1,702</td></tr> <tr><td>資本支出</td><td>25,007</td></tr> <tr><td>建設改良費</td><td>10,489</td></tr> <tr><td>償還金</td><td>14,518</td></tr> <tr><td>その他の支出</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>123,276</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	収入		営業収益	112,300	医業収益	93,204	運営費負担金	17,788	その他営業収益	1,308	営業外収益	2,080	運営費負担金	1,171	その他営業外収益	859	資本収入	7,484	運営費負担金	0	長期借入金	7,484	その他資本収入	0	その他の収入	0	計	121,814	支出		営業費用	98,587	医業費用	97,745	給与費	48,085	材料費	32,409	経費	18,647	研究研修費	594	一般管理費	822	営業外費用	1,702	資本支出	25,007	建設改良費	10,489	償還金	14,518	その他の支出	0	計	123,276	<p>【人件費の見積り】 期間中総額44,199百万円を支出する。 なお、当該金額は、法人の役員員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。 【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。</p>
区分	金額																																																																																																																					
収入																																																																																																																						
営業収益	101,319																																																																																																																					
医業収益	84,755																																																																																																																					
運営費負担金	15,856																																																																																																																					
その他営業収益	908																																																																																																																					
営業外収益	2,531																																																																																																																					
運営費負担金	1,900																																																																																																																					
その他営業外収益	631																																																																																																																					
資本収入	7,382																																																																																																																					
運営費負担金	0																																																																																																																					
長期借入金	6,555																																																																																																																					
その他資本収入	807																																																																																																																					
その他の収入	0																																																																																																																					
計	111,212																																																																																																																					
支出																																																																																																																						
営業費用	83,202																																																																																																																					
医業費用	82,139																																																																																																																					
給与費	42,493																																																																																																																					
材料費	24,847																																																																																																																					
経費	14,512																																																																																																																					
研究研修費	317																																																																																																																					
一般管理費	1,063																																																																																																																					
営業外費用	2,846																																																																																																																					
資本支出	18,148																																																																																																																					
建設改良費	7,577																																																																																																																					
償還金	10,571																																																																																																																					
その他の支出	0																																																																																																																					
計	104,196																																																																																																																					
区分	金額																																																																																																																					
収入																																																																																																																						
営業収益	112,300																																																																																																																					
医業収益	93,204																																																																																																																					
運営費負担金	17,788																																																																																																																					
その他営業収益	1,308																																																																																																																					
営業外収益	2,080																																																																																																																					
運営費負担金	1,171																																																																																																																					
その他営業外収益	859																																																																																																																					
資本収入	7,484																																																																																																																					
運営費負担金	0																																																																																																																					
長期借入金	7,484																																																																																																																					
その他資本収入	0																																																																																																																					
その他の収入	0																																																																																																																					
計	121,814																																																																																																																					
支出																																																																																																																						
営業費用	98,587																																																																																																																					
医業費用	97,745																																																																																																																					
給与費	48,085																																																																																																																					
材料費	32,409																																																																																																																					
経費	18,647																																																																																																																					
研究研修費	594																																																																																																																					
一般管理費	822																																																																																																																					
営業外費用	1,702																																																																																																																					
資本支出	25,007																																																																																																																					
建設改良費	10,489																																																																																																																					
償還金	14,518																																																																																																																					
その他の支出	0																																																																																																																					
計	123,276																																																																																																																					

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)																											
<p>第5 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 設定される短期借入金金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 本算において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p> <p>第8 利益に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき基準により算定した額 (3)①、②以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の徴収 理事長は、特別の理由があると思ふときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の実行規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>4 移行前の退職給付引当金に関する整理 移行前の退職給付引当金の必要額5,969百万円については、移行時に3,679百万円を計上し、残りの額2,390百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。</p> <p>5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="319 1164 367 1411"> <tr> <td>施設及び設備の内容</td> <td>予定額</td> <td>財源</td> </tr> <tr> <td>病院施設、医療機器等</td> <td>2,349百万円</td> <td>国・県補助金、長期借入金等</td> </tr> <tr> <td>整備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の推進や実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p> <p>(3)拠立金の処分に関する計画 なし</p> <p>(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等	整備			<p>第5 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 設定される短期借入金金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 本算において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p> <p>第8 利益に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき基準により算定した額 (3)①、②以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の徴収 理事長は、特別の理由があると思ふときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の実行規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>4 移行前の退職給付引当金に関する整理 移行前の退職給付引当金の必要額5,969百万円については、移行時に3,679百万円を計上し、残りの額2,390百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。</p> <p>5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="319 1164 367 1411"> <tr> <td>施設及び設備の内容</td> <td>予定額</td> <td>財源</td> </tr> <tr> <td>病院施設、医療機器等</td> <td>2,349百万円</td> <td>国・県補助金、長期借入金等</td> </tr> <tr> <td>整備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の推進や実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p> <p>(3)拠立金の処分に関する計画 なし</p> <p>(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等	整備			<p>第5 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 設定される短期借入金金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 本算において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p> <p>第8 利益に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき基準により算定した額 (3)①、②以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の徴収 理事長は、特別の理由があると思ふときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の実行規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>4 移行前の退職給付引当金に関する整理 移行前の退職給付引当金の必要額5,969百万円については、移行時に3,679百万円を計上し、残りの額2,390百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。</p> <p>5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="319 1164 367 1411"> <tr> <td>施設及び設備の内容</td> <td>予定額</td> <td>財源</td> </tr> <tr> <td>病院施設、医療機器等</td> <td>2,349百万円</td> <td>国・県補助金、長期借入金等</td> </tr> <tr> <td>整備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の推進や実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p> <p>(3)拠立金の処分に関する計画 なし</p> <p>(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等	整備		
施設及び設備の内容	予定額	財源																											
病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等																											
整備																													
施設及び設備の内容	予定額	財源																											
病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等																											
整備																													
施設及び設備の内容	予定額	財源																											
病院施設、医療機器等	2,349百万円	国・県補助金、長期借入金等																											
整備																													